

麻生区区民提案と都市計画マスタープラン麻生区構想「素案」の比較表

(注)この資料は都市計画マスタープランの「区民提案」と「素案」の記述を比較しやすいように参考資料として作成したもので、素案の段階における考え方を基本に作成しています。

区民提案書		区別構想	
P	区民提案であげられた方針記述の項目	P	区別構想において対応する項目
	第 章 将来都市像と都市構造	8	めざすべき都市像
	- 1 将来都市像 - あさおの将来像 -		
	1. 麻生区の将来像を考える		
	2. 20年後の麻生の姿		
	《一步先を行く 緑縁区 あさお》		
	- 2 都市構造	12	都市構造
	2. 麻生区の都市空間形成における基本的な考え方		<現状・課題>
		15	1環境への負荷が少なく、多様な世代が住み続けられる空間を育みます

麻生区構想「素案」における記述項目等

・区民提案の基本的な考え方を踏まえて、「一步先を行く 緑縁区 あさお～まちの資源を活かし、育むことにより、まちの魅力を向上させ、持続可能な地域をつくる」としました。

・区民提案における、「麻生区の特徴を活かす」の考え方と「選択性の高い生活を支えるまち」の考え方は、<都市像の背景・視点>として整理・修正しました。

・さらに、2つの柱として、「1 地域資源を活かして、さらに質の高いまちを育みます」と「2 持続可能なまちを育みます」にしたがって、整理、修正しています。

・区民提案における「都市空間形成の基本的考え方」は、<現状課題>の中で、7本の柱として整理・修正しました。

・さらに、都市像の「2持続可能なまちを育む」の項において、環境面、経済面、社会面からの持続可能性の考え方として整理・修正しました。

・区民提案における「人口フレーム」については、各方針を検討する際の参考としましたが、本市のマスタープランの人口フレームは、総合計画における、全市、各区の人口フレームにより構成をしており、総合計画との整合性を図っています。

・区民提案における「(4)都市空間形成の4本の柱」 拠点、拠点とその周辺地域における居住空間の確保、 良好な環境の居住空間(戸建住宅地)における生活空間の確保、 基盤整備が完了した住宅市街地、事業中の住宅市街地における人口の定着化の考え方は、都市構造「1環境への負荷が少なく、多様な世代が住み続けられる空間を育みます」の項において整理しました。

	3. 麻生区の将来都市構造			
	(1) 麻生区を構成している都市構造の要素			
	(2) 麻生区の将来都市構造			
40	交通ネットワーク	19	5安全でスムーズな移動を考えた交通ネットワークづくりをめざします	・交通利便性の高い交通体系や、環境に配慮した交通体系、誰もが安全、快適に移動できる交通体系の形成、道路交通については、道路の機能を明確化し、拠点地区へのアクセスや、住宅地内への通過交通を排除するための幹線道路の整備と住民の安全性と快適性を向上させる住宅地内の道路空間の改善、公共交通については、広域的な鉄道網の整備をめざすとともに、区民の最も身近な公共交通機関であるバス交通についても、住民と協働して検討する旨の記述をしています。 ・「交通ネットワークの分類」については、交通体系の幹線道路区分にしたがって、「幹線道路」、「補助幹線道路」、「区画道路(生活道路)」としています。
42	都市拠点	16	2まちの資源を活用し、それぞれのまちが主役となる都市拠点をめざします	・都市拠点は、その役割(機能)から、「広域拠点」、「生活拠点」、「産業・研究開発拠点」等に分類しています。広域拠点については、総合計画の考え方に即するとともに、生活拠点は、都市計画マスタープランでの独自概念に位置づけています。
44	住宅市街地	16	3持続可能な地域社会を支える住宅地を育みます	・住宅地は、区民提案では、建物形態から2類型(戸建住宅中心型、大規模住宅団地型)に分類するとともに、地形的特性から、3類型(急傾斜地型、緩傾斜地型、平坦地型)に分類していますが、区別構想では、全体構想との整合性を図るために、土地区画整理事業等が行われた地区を「住環境保全住宅地」に、道路等の基盤整備が進んでいない地区を「住環境向上住宅地」に、さらに、「大規模住宅団地市街地」の分類で整理しています。
46	田園里山地域	17	4持続可能な里地里山環境の保全と地域の活性化に向けた土地利用の整序をめざします	・市街地化調整区域については、区民提案では、「田園里山地域」として、その地域特性から、「都市隣接型」と「斜面緑地型」、「農業生産型」に3分類していますが、今後の土地利用の方向性を示すにあたって、「農業振興地域」とそれ以外では、違いがあるものの、優良な農地として保全すべき区域や災害防止上保全すべき区域、都市の環境を保全すべき区域については、引き続き市街化を抑制し、里地里山環境の保全に努めるとして記述しています。

47	水と緑の回廊	19	6 水と緑の回廊を育みます	・水と緑の回廊の分類については、区民提案の考え方を尊重していますが、緑の回廊の表現を修正しています。
	第 章 まちづくり方針			
	- 1 テーマ別まちづくり方針			
	- 1 - 1. 交通ネットワーク	40	交通体系	<p>幹線道路の整備については、全市における道路計画の考え方を示しています。現在、マスタープランの庁内検討と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方」の検討を行っています。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的な考え方について中間報告を行い、意見を伺うとともに、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について平成18年度中に明らかにしていきます。区民提案で提案された事項についても、検討の中で参考にしています。</p> <p>マスタープランでは、「主な幹線道路」について、方針図に図示しています。</p> <p>個別路線ごとの整備計画については、平成18年度中に「道路整備計画」が策定される予定ですので、今後10年間に行なわれる事業は、その中で明らかにしていきます。</p>

65	道路交通体系づくりの方針	40 1安全で使いやすい幹線道路ネットワークの整備をめざします (1)広域調和・地域連携型の都市構造を形づくる幹線道路網のあり方	・幹線道路の区分については、全体構想や全市の都市計画道路網のあり方とも整合を図るため、交通機能によって、「広域幹線道路」、「幹線道路」、「補助幹線道路」、「区画道路(生活道路)」、「歩行者専用道路」としています。
	- 1 . 移動距離の長い交通の処理方針	(2)市域の各拠点をつなぐ幹線道路網の整備	
67	1) 区外で発生した交通の処理方針	42	(1)広域調和・地域連携型の都市構造を形づくる幹線道路網のあり方として、次の9本の柱を掲げています。
69	2) 区内で発生した長距離交通の処理方針 ~ 地域幹線 ~		都市の骨格形成のための幹線道路 拠点形成や地域のまちづくりのための幹線道路 円滑な道路交通のための幹線道路 歩行者等の安全性・快適性向上のための幹線道路 公共交通の利便性向上のための幹線道路 都市防災性向上のための幹線道路 景観形成のための幹線道路 環境対策のための幹線道路 道路の特性と機能に応じた体系的な幹線道路網の構築と都市計画道路の見直し ・さらに、幹線道路は、人や自動車交通などの処理を担う「交通機能」を始め、防災機能や供給施設収容等の「空間機能」、さらには都市構造や街区の形成などの「市街地形成機能」など、多様な機能を有する根幹的な都市施設であり、それぞれの道路が分担すべき機能に応じて体系的な幹線道路網の構築をめざすこととしています。 ・区民提案における、「区内で発生した長距離交通の処理方針」では、東名高速や中央高速とをつなぐ路線整備を「現状・課題」で記述していますが、広域幹線道路のインターチェンジ等の交通結節点のアクセス向上は、幹線道路網のあり方に関する考え方の1項目と理解しており、総合的な視点に立った道路網の整備を検討しています。

70	「地域幹線」の整備方針			<p>効率的・効果的な幹線道路網の整備として、幹線道路の整備にあたっては、「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する路線を優先して整備するとともに、拠点地区における土地利用転換を支える路線、鉄道駅への交通アクセスの改善に重点を置いて進める旨記述。</p> <p>・主な幹線道路の位置づけについては、交通体系の方針図に図示。</p> <p>・個別路線ごとの整備計画については、平成18年度中に「道路整備計画」が策定される予定ですので、今後10年間に行なわれる事業は、その中で明らかにしていきます。特に、尻手黒川道路(尻手黒川線)や津久井道(世田谷町田線)等の比較的整備の遅れている幹線道路の整備を推進する旨記述</p>
	- 2 . 移動距離の短い交通の処理方針			
71	1) 地区内幹線による交通の処理方針			<p>・区民提案で示された「地区内幹線」の考え方は、区別構想では、「幹線道路」と「補助幹線道路」の考え方に含まれていません。これら整備等については、「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する路線を優先して整備するとともに、拠点地区における土地利用転換を支える路線、鉄道駅への交通アクセスの改善に重点を置いて進める考え方の中で整理していきます。</p> <p>・さらに、幹線道路以外にも、路線バスの運行や鉄道駅への交通アクセス等、幹線道路の機能を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路があります。これら地域内で重要な役割を果たしている道路についても、体系的な幹線道路網の考え方に従って、地域の実情に応じた道路整備や道路改良に努める旨記述。</p>
71	2) 生活道路(地区内道路)による交通の処理方針	43	2 安全性と快適性を兼ね備えた生活道路の整備をめざします	<p>・住宅地内の生活道路は、自動車の円滑な通行に重点を置いてきた道路整備から、歩行者や自転車利用者の安全性・快適性の確保に軸足を移し、相互の適正なバランスを図り、地域の特性に応じた取組を進める旨の基本的考え方を記述し、各施策を示しています。</p>
72	「地区内幹線」の整備方針			

74	改良が望まれる交差点	42	1(3)交通ボトルネックの解消	・幹線道路における渋滞箇所の先行的解決を図るために、ボトルネックとなっている交差点の改良に努める旨記述。 なお、具体的な整備箇所については、「道路整備計画」の中で明らかにする予定です。
75	「生活道路(地区内道路)」の整備方針	43	2安全性と快適性を兼ね備えた生活道路の整備をめざします	・住宅地内の生活道路は、自動車の円滑な通行に重点を置いてきた道路整備から、歩行者や自転車利用者の安全性・快適性の確保に軸足を移し、相互の適正なバランスを図り、地域の特性に応じた取組を進める旨の基本的考え方を記述し、各施策を示しています。(再掲)
	- 3 . 歩行者のための安全な道づくりの方針	43	2安全性と快適性を兼ね備えた生活道路の整備をめざします	・生活道路の安全性の確保に向けて、歩行者・自転車のネットワークや利用者のニーズを考慮するとともに、歩行者・自動車等の交通量が多く、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための歩道、自転車歩行車道の設置や歩車分離ができない道路については、通過交通の排除や自動車の速度を抑制するため、交通安全施設の設置や道路構造の工夫などの安全対策に努める旨記述。 ・(4)バリアフリーの推進の項において、地域の特性を考慮したバリアフリーに配慮した整備に努める旨記述。
		45	3(4)バリアフリーの推進	
78	公共交通体系づくりの方針	44	3誰もが使いやすく便利な公共交通ネットワークの整備をめざします	・公共交通機関網の利便性向上に向けた取組の推進により、過度に自家用自動車に依存しない交通体系の確立と、利用者が安全に安心して、快適に移動できる地域交通環境の形成をめざす旨記述。
	- 1 . 区外との関係からみた公共交通体系の方針	44	3(2)広域的な交流・連携を支える鉄道ネットワークの整備	・総合計画に即して、首都圏の放射方向の鉄道ネットワークを強化し、通勤・通学者等の利便性や快適性を向上させるために、小田急小田原線(和泉多摩川駅～新百合ヶ丘駅間)の複々線化等、鉄道事業者による輸送力増強を促進する旨記述。 ・地域の交通機関網を強化し、首都圏における広域鉄道網の形成を促進するため、川崎縦貫高速鉄道線(新百合ヶ丘～武蔵小杉)の整備に向けた取組を進めるとともに、小田急多摩線との相互直通運転をめざす旨記述。 ・横浜市営地下鉄3号線の延伸について、関係機関と協議をする旨記述。
	2) 広域的な視点からの公共交通体系に関する方針			

	- 2 . 区内における公共交通体系の方針			
80	2) 鉄道駅勢圏の公共交通体系に関する方針	45	3 (3) バス利用の利便性の向上	<p>・区民提案では、「鉄道駅勢圏」とバス系交通機関で対応するエリアの設定をしていますが、区別構想では、区ごとの対応方針を位置づけていません。</p> <p>・バス交通については、市民と事業者、市が連携・協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善や鉄道新線等の整備にあわせた路線バス網の再編等、事業者による地域に密着した地域交通の計画・運営・運行を促進を記述。</p> <p>・コミュニティバス等については、坂が多い丘陵地や路線バスの利用が不便な地域等において、市や事業者と連携して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動を支援する旨記述。</p>
	2) 鉄道駅勢圏からはずれる区域の公共交通体系に関する方針			
81	(3) 実現に向けて			
	区民の目線からの道路整備の実現に向けて	42	1 (2) 効率的・効果的な幹線道路網の整備	<p>・道路整備にあたっては、道路整備の事業効果を早期に発現させ、その効果がまちづくりに波及するような進め方へ転換していくために、「道路整備計画」に基づき、効率的な投資による効果的な整備を進める旨記述。</p>
	他市・他区との連携	40	1 (1) 都市の骨格形成のための幹線道路	<p>・首都圏の多核的な都市構造の形成を支援し、本市の拠点性と都市機能の向上を図るため、広域的な交通機能の強化や隣接都市との連携強化などを推進し、都市の骨格形成を図る幹線道路網の整備をめざす旨記述。</p>
83	- 1 - 2 . 都市拠点			<p>・区民提案では、「都市拠点」、「住宅市街地」、「市街化調整区域」の各方針が提案されていますが、全体構想や他区の区別構想とも整合を図り、参照しやすいマスタープランとするために、区別構想では、「土地利用の方針」にまとめて記述しています。</p>
85	都市拠点の位置づけと配置	16	2 まちの資源を活用し、それぞれのまちが主役となる都市拠点をめざします	<p>・都市拠点は、その役割(機能)から、「広域拠点」、「生活拠点」、「産業・研究開発拠点」等に分類しています。広域拠点については、総合計画の考え方に即するとともに、生活拠点は、都市計画マスタープランでの独自概念に位置づけています。</p>
		21	1 それぞれの地域の特性を活かしたまちの拠点を育みます	

	1)生活中心拠点・生活拠点	22	1(1)広域拠点	・新百合ヶ丘駅周辺地区は、本市の「広域拠点」として、さらに、音楽や映画などの教育施設が立地する「芸術のまち」として、商業・業務施設と文化・交流施設の集積を活かした、職、遊、住等の機能が充足した拠点形成をめざす旨記述。
	2)地域サービス拠点	22	1(2)生活拠点	・百合ヶ丘駅周辺地区と柿生駅周辺地区は、地区コミュニティの核として、また市民生活を支える「生活拠点」として、また、小田急多摩線地域の鉄道駅(五月台、栗平、黒川、はるひ野)は、地域住民への身近なサービスを提供する「生活拠点」としての拠点の形成をめざす旨記述。
	3)他都市連携拠点		1(2)他都市連携拠点	・若葉台駅と鶴川駅周辺地区は、鉄道駅は、他市に位置するものの、地区の生活の拠点となっていることから、隣接市と連携・調整をして、拠点機能の形成をめざす旨記述。
	4)住宅市街地内商業拠点		1(2)住宅地内商業拠点	・住宅地内において、身近なサービス機能を提供する商業集積のある地区を「住宅地内商業拠点」として位置づけ、身近な商業施設や生活を支える機能の維持・向上めざす旨記述。
	5)産業・研究開発拠点(マイコンシティ)	22	1(3)産業・研究開発拠点(マイコンシティ)	・マイコンシティは、「産業・研究開発拠点」として、企業立地を促進し、研究開発機能の集積をめざす旨記述。
88	都市拠点と後背地との関係について		(4)職・遊・住の機能の調和と後背の住宅地との連携	・各拠点地区と後背の住宅地は、一体の生活圏を形づくっていることから、身近な生活圏において充足する機能と、他の拠点地区とで分担する機能のすみ分けを行い、それぞれが、地域の特性を活かしながら、相互に補完し、連携する関係づくりをめざす旨記述。
	2.各拠点別のまちづくり方針			
90	(1)新百合ヶ丘駅周辺地区	23	2広域拠点としての新百合ヶ丘駅周辺地区を育みます	・(1)まちづくりの目標「気楽に歩ける、遊と芸術が薫るまち」、(2)拠点地区における土地の高度利用と再開発の促進、(3)各地区の土地利用の方針、(4)拠点交通に関する方針の項目を立てて記述。

92	まちづくりの目標		2(1)まちづくりの目標「気楽に歩ける、遊と芸術が薫るまち」	・新百合ヶ丘駅周辺地区は、本市の「広域拠点」として、また、市民の生活を支える拠点として、利便性や快適性、文化性の高い商業・業務・文化機能が集積しており、これら、「職」、「遊」、「住」の機能が融合した、多世代にとって魅力ある拠点の形成をめざす旨記述。 ・「芸術のまち構想」に基づいて、市民と協働して芸術・文化の薫りがするまちづくりを進めてきたことから、これら市民活動の蓄積や音楽・映画等の大学、専門学校の立地、アートセンター等の立地など、地域の資源を活かして、魅力あるまちをめざす旨記述。
94	まちづくりの方針			
	- 1連携の強化に関する方針(魅力アップの流れづくり)	24	2(3)各地区の土地利用の方針 2(4) 周辺市街地との連携やまちの回遊性を向上させるための歩行者空間の改善	・中心街区、万福寺地区、中心街区のそれぞれの土地利用方針を記述。 ・地区内の回遊性の向上や周辺の住宅地とのつながりを強化するために、鉄道事業者による駅施設の改良を促進するとともに、南口ペDESTリアンデッキの改修など、安全・快適に通行できる歩行者空間の改善に努める旨記述。
	- 2機能導入に関する方針(魅力アップの仕掛けづくり)	23	2(1) 拠点としての良好な街なみ景観の維持・向上と緑あふれる地域緑化の推進	・拠点としての良好な街なみ景観の維持・向上と緑あふれる地域緑化の推進の項において、「景観形成地区」にふさわしい街なみ景観の形成や人々の交流を支える駅前空間や歩行者空間の景観づくり、「緑化推進重点地区」として、公共公益施設の緑化や駅周辺の緑化、水と緑の回廊づくりをめざして、市民と協働して取り組む旨記述。
	- 3拠点交通に関する方針(魅力アップの受け皿づくり)	25	2(4) 新百合ヶ丘駅周辺地区の交通環境対策	・駅周辺地区における交通渋滞を緩和するために、尻手黒川道路(尻手黒川線)や津久井道(世田谷町田線)等の周辺の都市計画道路の整備を進めるとともに、地区内の交通の交通容量や交通流を改善するために、道路改良や交差点改良、交通規制の改善等に総合的に取り組む旨記述。 ・駅周辺地区の交通量を軽減するために、バス等の公共交通機関利用の利便性の向上を促進するなど、交通環境の改善に努める旨記述。
	4)川崎縦貫高速鉄道整備に伴う、駅周辺交通網の見直し	25	2(4)拠点交通に関する方針	・川崎縦貫高速鉄道線の整備にあたって、交通結節点として必要な交通機能の整備や拠点にふさわしい土地利用の計画的誘導を図る旨記述。
	- 4土地利用に関する方針			

	1) センター地区と万福寺地区の棲み分けによる土地利用の誘導		2(2) 拠点地区における土地の高度利用と再開発の促進	・拠点地区においては、土地の高度利用を図るため、地区計画等を活用し、民間活力を活かした市街地整備の計画的な誘導に努める旨記述。
	2) きめこまかいゾーニングによる用途が異なる土地間の相互干渉の緩和	24	2(3) 各地区の土地利用の方針	・中心街区、万福寺地区、中心街区の周縁地区での地区計画等の土地利用ルールに基づくきめ細かな土地利用誘導の考え方を記述。
	3) 低・未利用地の高度利用促進		2(3) 各地区の土地利用の方針	
98	(2) 百合ヶ丘駅周辺地区	26	3(1) 百合ヶ丘駅周辺地区	・地区の将来像を、「ながめさわやかな坂道に映えるまち」とし、地形的特徴や既存商店街の集積を活かしたにぎわいを生み出す段階的なまちづくりを進める旨記述。さらに、街なみ景観の向上や地域の活性化に向けた住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援や地域の実情に応じた、道路や交通安全施設の改善について記述。
99	(3) 柿生駅周辺地区	27	3(2) 柿生駅周辺地区	・地区の将来像を、「まつりといやしが調和するまち」とし、既存商店街の集積や自然的資源や歴史的資源の活用や安心して暮らせるまちをめざす旨記述。
	1) 既存のまちなみを活かした商業の活性化		3(2) 安全に安心して暮らせるまちづくりの推進	・交通広場や道路整備の状況を見極めながら、商業振興施策と連携したまちの形成に向けて、土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援を記述。
	2) 東口と西口が一体となった総合的なまちづくりの推進			・市街地再開発事業等を活用した市街地の改善が検討されていることから、引き続き、土地所有者や住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援を記述。
	3) 安全・安心して暮らせるまちづくりの推進ー生活に最低限必要な都市基盤の整備		3(2) 商店街振興と連携し、歴史的資源を活かしたまちづくり	・交通結節点として、路線バス等が乗り入れる交通広場の改善や、安全・快適に歩行することができる道路の整備に向けて、住民等との話し合いを進めながら、その改善に取り組む旨記述。
102	(4) 多摩線沿線地域の鉄道駅<生活サービス拠点(五月台・栗平・黒川・はるひ野)>	27	3(3) 多摩線沿線の鉄道駅周辺	新たな人口増加に対応できる生活支援機能が整ったまちづくりとして、身近な生活を支える商業・生活支援サービス機能の立地の促進や、高齢者介護や子育て支援施設等、公共公益施設の適正配置を検討を記述。
	1) 栗平駅を中心とした地域サービス拠点の形成			
103	(5) その他	27	3(4) その他の生活拠点(隣接都市連携拠点、住宅地内商業拠点)	

	1) 隣接市と連携したまちづくり(鶴川駅周辺)		3(4) 隣接市と連携したまちづくり	・岡上地区のコミュニティの拠点となる鶴川駅周辺の交通施設等の課題解決に向け、町田市との連携・協議をして、鉄道駅の改良や駅前空間の改善に努める旨記述。
104	(6) 産業・研究開発拠点(マイコンシティ)		3(5) マイコンシティにおける研究開発機能の誘致促進	・栗木地区、黒川地区のマイコンシティは、市北部の先端技術産業の研究開発拠点として研究開発型企業の誘致促進を図り、地区計画による計画的な土地利用を誘導を記述。 ・なお、研究開発型企業の立地が進んでいることから、現段階では、地区計画の見直しは位置づけていない。
	1) 研究開発型企業の誘致促進とあわせた地区計画の一部見直し			
105	3. 実現へむけて			
	(1) 地区計画等ルールによる建物低層部への商業店舗の誘導(新百合ヶ丘駅周辺地区)	24	2(2) 商業地域等における都市型住宅の適切な誘導	・拠点地区の商業系地域で高層の住宅を建築する場合は、商業業務施設の立地や公共公益施設の整備、オープンスペースの確保等、商業振興施策や周辺市街地の環境改善に資する計画的な土地利用の誘導に努める旨記述。
	(2) 北口エリアの再構築(新百合ヶ丘駅周辺地区)	25	2(4) 周辺市街地との連携やまちの回遊性を向上させるための歩行者空間の改善	・地区内の回遊性の向上や周辺の住宅地とのつながりを強化するために、鉄道事業者による駅施設の改良を促進するとともに、南口ペDESTリアンデッキの改修など、安全・快適に通行できる歩行者空間の改善に努める旨記述。(再掲) ・なお、北口地区の具体的整備の考え方については、記述していない。
	(3) 元気な商店街を活かした駅前整備計画の再構築(柿生駅周辺地区)	27	3(2) 商店街振興と連携し、歴史的資源を活かしたまちづくり	・交通広場や道路整備の状況を見極めながら、商業振興施策と連携したまちの形成に向けて、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援する旨記述し、具体的な方策については、位置づけていない。(再掲)
	(4) 継続的な商業の活性化活動(百合ヶ丘駅周辺地区)	26	3(1) 百合ヶ丘駅周辺地区	・商業振興施策との連携による街なみ景観の向上をめざして、地域の活性化に向けた住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援を記述。
109	- 1 - 3 住宅市街地			

126	コミュニティ形成を支援できる地域づくり～生活・コミュニティの視点から～	28	4コミュニティ形成を支援できる住宅地を育みます	<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案における、「生活圏」の概念については、<現状・課題>として整理しました。 ・(1)生活圏を単位とした良好なコミュニティ形成による住宅地の適切な土地利用と施設配置、(2)住宅地における安全で快適な生活道路の改善の項目を立てて記述。 ・区民提案における「コミュニティ形成を支える施設分類」については、マスタープランの中に具体的に位置付けることができませんでした。住宅地の土地利用と施設配置の基本的な考え方を記述しています。
	A生活圏を単位とした施設整備(ハード面の対応)	28	4(1)生活圏を単位とした良好なコミュニティ形成による住宅地の適切な土地利用と施設配置	<ul style="list-style-type: none"> ・4(1)の項において、コミュニティ活動を支える場づくりの基本的考え方を記述。 ・子育てや高齢者支援、防災活動、緑化活動など地区コミュニティを基盤とする様々な活動をより活発にするため、住民との協働により空き店舗の活用や既存の公共公益施設の有効活用について記述。 ・学校、公営住宅の建替え等にあわせ、地域ニーズに対応した機能の充足をめざすことを記述。
	B生活圏を単位とした良好なコミュニティ形成(ソフト面の対応)			
	Cコミュニティ施設の柔軟な利用を可能とする仕組みづくり(ソフト面の対応)			
130	多世代交流を実現できる地域づくり～少子・高齢化対応、福祉の視点から～	29	5少子高齢社会に対応した多世代交流を実現できる住宅地を育みます	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)多様な世代が住み続けられる住宅地、(2)バリアフリーのまちづくり、(3)高齢社会に対応した助け合いのまちづくりの項目を立てて記述。
	A誰もが暮らしやすいまちづくり	29	5少子高齢社会に対応した多世代交流を実現できる住宅地を育みます	<ul style="list-style-type: none"> 5(1)、(3)の項において、多様な世代が住み続けられる住宅地、高齢社会に対応した助け合いのまちづくりの基本的考え方を記述。
	Bバリアフリーのまちづくり	29 45	5(2)バリアフリーのまちづくり【土地利用】 3(4)バリアフリーの推進【交通体系】	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用5(2)、交通体系3(4)の項において、地域の特性を考慮したバリアフリーに配慮した整備に努める旨記述。(再掲) ・ユニバーサルデザインの考え方の提案については、マスタープランに位置付けることができませんでした。
	C高齢化に対応した助け合いまちづくり(健康な住宅地づくり)	29	5(3)高齢社会に対応した助け合いのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 5(3)の項において、高齢社会に対応した助け合いのまちづくりの基本的考え方を記述。 ・マスタープランでは、住宅施策の観点から、基本的考え方を記述しています。福祉施策の提案については、マスタープランに記述することができませんでした。

	D高齢者の住み替えサイクルを支える仕組みづくり		5(1) ライフステージに応じた住み替えの仕組みづくり	5(1) の項において、多様な世代が住み続けられる住宅地、5(3)高齢社会に対応した助け合いのまちづくりの基本的考え方を記述。
132	安全性・利便性の高い道路・公共交通体系づくり～地域交通の視点から～			
	- 1道路交通体系	28	4(2)住宅地における安全で快適な生活道路の改善	4(2)の項において、地域の実情に応じた生活道路の改善の基本的考え方を記述。 ・コミュニティゾーンの提案については、道路整備と交通規制を組み合わせた交通安全対策を交通管理者との連携により進めるといった考え方を示しています。
	- 2公共交通体系	45	3(3)バス利用の利便性の向上	・バス交通については、市民と事業者、市が連携・協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善や鉄道新線等の整備にあわせた路線バス網の再編等、事業者による地域に密着した地域交通の計画・運営・運行を促進を記述。(再掲) ・コミュニティバス等については、坂が多い丘陵地や路線バスの利用が不便な地域等において、市や事業者と連携して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動を支援する旨記述。(再掲)
137	緑・水と住環境を活かした地域づくり～緑・景観・水の視点から～	47	1身近に緑を感じることでできるまちづくり	・全体構想、他区の区別構想と整合を図るため、「都市環境の方針」を設け、区民提案の「住宅市街地」と「市街化調整区域」における水と緑等に関する方針を記述しました。 ・(1)残すべき緑の保全、(2)住宅地等における緑の創出・維持管理、(3)大規模な公園・緑地の整備と身近な公園・緑地の整備、(4)街路樹等の道路緑化の推進、(5)農地の保全と農のあるまちづくり、(6)麻生区らしい景観の形成の6項目を立てて記述。
139	2) - 1「緑」の視点からみたまちづくりの方針			
	A残すべき緑の保全	47	1(1)残すべき緑の保全	・緑地保全施策については、斜面緑地総合評価に基づき、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」等の様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めることとしています。

	B住宅市街地における緑の創出・維持管理	47	1(2)住宅地等における緑の創出・維持管理	・1(2)の項において、公共公益施設の緑化の推進や民有地緑化の促進など住宅地等における緑化について記述。 ・1(3)の項において、公園緑地に関する整備の基本的考え方を記述。
141	2) - 2「景観」の視点からみたまちづくりの方針	49	1(6)麻生区らしい景観の形成	1(6)において、起伏のある地形の特徴を活かした眺望点(ビューポイント)となる場所の公園広場化の検討や、良好な住環境の保全・形成と街なみ景観の向上をめざす住民の発意によるまちづくり活動支援について記述。
142	- 2身近に水を感じることでできる地域づくり	50	2身近に水を感じることでできるまちづくり	・(1)周辺の自然環境や住宅地の景観と一体となった河川づくり、(2)調整池の多目的利用の項目を立てて記述。
	Aきれいで親しみやすい住宅市街地と一体となった河川づくり	50	2(1)周辺の自然環境や住宅地の景観と一体となった河川づくり	・「鶴見川流域水マスタープラン」と連携した河川整備について記述。 ・地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備、隣接する道路等の緑化に努めるなど、水と緑のネットワークの形成を目指すとして記述。 ・自然の風景を活かした街なみ景観の形成に取り組む住民の発意によるまちづくり活動の支援について記述。
	B源泉を感じることでできるまちづくり			
144	地域住民の安全を考えた地域づくり	53	都市防災	・「都市防災の方針」については、「地域防災計画」との整合性に配慮し、全体構想との整合性や7区の区別構想との整合性を考慮し、方針記述の章立てや内容を統一しています。
	2) - 1「災害の未然防止」の視点からみたまちづくり		1災害に強い都市構造の形成をめざします	1(1)震災に配慮した土地利用の推進、(2)震災に強い市街地の形成、(3)風水害に強い都市環境づくりの項において、基本的考え方を記述しています。
	2) - 2「災害の拡大防止」の視点からみたまちづくり方針			
146	2) - 3災害発生後の「避難」の視点からみたまちづくり方針	55	2安心して避難できるまちをめざします	2の項において、安全に避難できるまちづくりに関する基本的考え方を記述しています。
	2) - 4災害発生後の「復旧・復興」の視点からみたまちづくり方針	55	1(4)都市施設の防災性向上	・1(4)の項において、緊急活動道路の安全対策や耐震補強の考え方を記述。

	2) - 5「日常的な安全・安心の確保～防犯」の視点からみたまちづくり方針	56	3地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます	・マスタープランとして、防犯対策のまちづくりについて記述していません。防災対策として、地域コミュニティにおける防災まちづくりを支援することとしており、住民発意による主体的なまちづくり活動支援の中で、防犯対策についても対応できると考えます。
148	持続可能なコミュニティを支える土地利用のルールづくり	30	6持続可能なコミュニティを支える土地利用のルールづくり	・地域の状況に応じて、土地利用のルールづくりなど住環境の保全や向上をめざした住民の発意によるまちづくり活動の支援について記述。
	(2) - 2住宅市街地類型別にみたまちづくり方針			
	建物形態からみた住宅市街地類型別のまちづくり方針			・区民提案では、建物形態から、「戸建住宅中心型」と「大規模住宅団地型」に、さらに、地形特性から、「急傾斜地型」と「緩傾斜地型」、「平坦地型」の5類型に区分されていましたが、区別構想では、土地利用誘導を行なうために、「計画的に開発された住環境保全住宅地」と「スプロール的に宅地化が進んだ住環境向上住宅地」、「大規模住宅団地」の3類型で整理していません。
151	1)戸建住宅中心型住宅市街地		6(1)計画的に開発された住環境保全住宅地	・「住環境保全エリア」として、良好な住環境を維持・向上させる基本的考え方を記述。
	A心地よい居場所づくり	28	4(1)生活圏を単位とした良好なコミュニティ形成による住宅地の適切な土地利用と施設配置	・4(1)の項において、コミュニティ活動を支える場づくりの基本的考え方を記述。(再掲)
		31	6(1)まちづくりを支えるコミュニティの振興	・子育てや高齢者支援、防災活動、緑化活動など地区コミュニティを基盤とする様々な活動をより活発にするため、空き店舗の活用や既存の公共公益施設の有効活用について記述。(再掲) ・学校、公営住宅の建替え等にあわせ、地域ニーズに対応した機能の充足をめざすことを記述。(再掲)
	B多様な住民サービスをスムーズに行うことができる基礎づくり	28	4(2)住宅地における安全で快適な生活道路の改善	4(2)の項において、地域の実情に応じた生活道路の改善の基本的考え方を記述。
	Cうるおいとゆとりの感じられる住宅地づくり	48	1(2)住宅地等における緑の創出・維持管理	・住宅地の緑化の促進について記述。(再掲)
	D目配りできるコミュニティづくり	56	3地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます	・防災対策として、地域コミュニティにおける防災まちづくりの支援について記述。
	E戸建住宅市街地と共同住宅市街地の融合と調和	30	6(1)計画的に開発された住環境保全住宅地	・中高層住居専用地域において戸建住宅と中高層の共同住宅の調和した土地利用の維持について記述。

	F面的開発地と面的開発地の狭間における良好な住環境づくり	31	6(2)スプロール的に宅地化が進んだ住環境向上住宅地	・スプロール的に宅地化が進んだ住宅地の住環境の向上をめざす住民の発意によるまちづくり活動の支援について記述。 ・あわせて農地と住宅地が調和したまちづくりについても記述しています。
155	2)大規模住宅団地型住宅市街地	31	6(3)大規模住宅団地市街地	・大規模住宅団地市街地の良好な住環境の維持・向上についての基本的考え方を記述。
	A多くの機能をもったミニセンターづくり	31	6(3) 良好な住環境の維持・向上	・良好な住環境を形成するため、管理組合等の活動の支援について記述。
	B市街地内の緑の拠点づくり			・住宅団地や緑地を維持管理する住民の発意によるまちづくり活動の支援について記述。
	C目配りできるコミュニティづくり	56	3地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます	・防災対策として、地域コミュニティにおける防災まちづくりの支援について記述。(再掲)
	地形的特性からみた住宅市街地類型別のまちづくり方針			
157	1)急傾斜地型住宅市街地			
	A都市基盤の安全性の向上による防災性の向上	31	6(2)スプロール的に宅地化が進んだ住環境向上住宅地	6(2)の項において、狭あい道路の拡幅など修復型・改善型の住環境整備について記述。
	B災害を起こさない・拡げないまちづくり	53	1災害に強い都市構造の形成をめざします	1の項において、災害に強い都市構造の形成に関する基本的考え方を記述しています。
	C災害発生後の迅速な避難を可能とする体制づくり	56 55	3地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます 2安心して避難できるまちをめざします	・防災対策として、地域コミュニティにおける防災まちづくりの支援について記述。(再掲) ・地域防災拠点や避難所、避難路のネットワークなどについて記述。
	D公共交通が導入できる道路づくり	45	3(3)バス利用の利便性の向上	・3(3)の項において、路線バスの等の安全な走行環境を確保する道路環境の改善に努めると記述。また、コミュニティバスなどバス交通に関する基本的考え方を記述。
159	2)緩傾斜地型住宅市街地			

	A安全で快適な生活を享受できる都市基盤づくり	31 45	6(2)スプロール的に宅地化が進んだ住環境向上住宅地 3(3)バス利用の利便性の向上	・6(2)の項において、狭あい道路の拡幅など修復型・改善型の住環境整備について記述。(再掲) ・3(3)の項において、コミュニティバスなどバス交通に関する基本的考え方を記述。(再掲)
	B暮らしやすさとうるおいの感じられる住宅地づくり	31 48	6(2)スプロール的に宅地化が進んだ住環境向上住宅地 1(2)住宅地等における緑の創出・維持管理	・スプロール的に宅地化が進んだ住宅地の住環境の向上をめざす住民の発意によるまちづくり活動の支援について記述。 1(2)の項において、公共公益施設の緑化の推進や民有地緑化の促進など住宅地等における緑化について記述。(再掲)
	C目配りできるコミュニティ	56	3地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます	・防災対策として、地域コミュニティにおける防災まちづくりの支援について記述。(再掲)
	D災害を起こさない・拡げないまちづくり	53	1災害に強い都市構造の形成をめざします	1の項において、災害に強い都市構造の形成に関する基本的考え方を記述しています。(再掲)
	E災害発生後の迅速な避難を可能とする体制づくり	56 55	3地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます 2安心して避難できるまちをめざします	・防災対策として、地域コミュニティにおける防災まちづくりの支援について記述。(再掲) ・地域防災拠点や避難所、避難路のネットワークなどについて記述。(再掲)
162	3)平坦地型住宅市街地			
	A安全で快適な生活を享受できる都市基盤づくり	31 45	6(2)スプロール的に宅地化が進んだ住環境向上住宅地 3(3)バス利用の利便性の向上	・6(2)の項において、狭あい道路の拡幅など修復型・改善型の住環境整備について記述。(再掲) ・3(3)の項において、コミュニティバスなどバス交通に関する基本的考え方を記述。(再掲)
	B暮らしやすさとうるおいの感じられる住宅地づくり	31 48	6(2)スプロール的に宅地化が進んだ住環境向上住宅地 1(2)住宅地等における緑の創出・維持管理	・スプロール的に宅地化が進んだ住宅地の住環境の向上をめざす住民の発意によるまちづくり活動の支援について記述。(再掲) 1(2)の項において、公共公益施設の緑化の推進や民有地緑化の促進など住宅地等における緑化について記述。(再掲)
	C目配りできるコミュニティづくり	56	3地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます	3の項において、地域コミュニティによる防災まちづくりの支援に関する基本的考え方を記述。(再掲)

	D災害を起こさない・拡げないまちづくり	53	1 災害に強い都市構造の形成をめざします	1の項において、災害に強い都市構造の形成に関する基本的考え方を記述しています。(再掲)
	E災害発生後の迅速な避難を可能とする体制づくり	56 55	3 地域コミュニティによる災害に強いまちを育みます 2 安心して避難できるまちをめざします	・防災対策として、地域コミュニティにおける防災まちづくりの支援について記述。(再掲) ・地域防災拠点や避難所、避難路のネットワークなどについて記述。(再掲)
165	- 1 - 4市街化調整区域	32	7市街化調整区域の里地里山環境を育み、持続可能なコミュニティを支える地域の活性化と土地利用の整序をめざします	・(1)農業振興と連携し、農業が続けられる環境を育みます、(2)環境財としての価値を再認識し、都市の貴重な里地里山環境の保全をめざします、(3)農家と住民の交流により、地域の歴史、文化を育みます、(4)里地里山景観と調和した土地利用の整序と地域の活性化の項目を立てて記述。
179	(2)地域整備の方針			
	産業の視点－産業の振興	33	7(1)農業振興と連携し、農業が続けられる環境を育みます	・持続的な農業の振興や、認定農業者や農業後継者等を育成する農業振興施策の支援による緑地環境の保全について記述。
	環境の視点－都市の貴重な緑地保全	34	7(2)環境財としての価値を再認識し、都市の貴重な里地里山環境の保全をめざします	・農地の多面的な機能を評価し、農家と共にその保全をめざすとして記述。
	土地利用の視点－土地の活用	34	7(4)里地里山景観と調和した土地利用の整序と地域の活性化	・住民の発意によるまちづくり活動支援により、農地や緑地の保全、集落環境の維持改善など、きめ細かな土地利用のルールづくりを検討するとして記述。
	生活の視点－文化歴史の伝承	34	7(3)農家と住民の交流により、地域の歴史、文化を育みます	・農家や住民の交流の場づくりや子どもたちへの伝承など、市民の発意によるまちづくり活動の支援について記述。

	実現へむけての方針		7市街化調整区域の里地里山環境を育み、持続可能なコミュニティを支える地域の活性化と土地利用の整序をめざします	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別の項立てはしていませんが、それぞれの地区で提案された内容について、できる限り各分野別の方針に活かして記述することとしました。 ・市街地化調整区域については、区民提案では、「田園里山地域」として、その地域特性から、「都市隣接型」と「斜面緑地型」、「農業生産型」に3分類していますが、今後の土地利用の方向性を示すにあたって、「農業振興地域」とそれ以外では、違いがあるものの、拠点地区への近接性や地形特性について、異なる方針を立てることができないことから、地域分類を行っていません。 ・各地区別の具体的な土地利用の方針については、地区ごとに住民に発意による主体的なまちづくり活動を支援し、きめ細かな土地利用ルールを検討を行なう中で、具体化していく予定です。
	(1)都市隣接型市街化調整区域(古沢、五力田、下麻生、片平、栗木)			
182	古沢、五力田			
183	下麻生			
184	片平、栗木			
	(2)斜面緑地型市街化調整区域(細山、王禅寺)			
187	細山			
188	王禅寺			
	(3)農業生産型市街化調整区域(早野、岡上、黒川上、黒川東)			
190	早野			
192	岡上			
193	黒川上、黒川東			
197	- 2地域別まちづくり方針			
	地域1			
	地域2			
	地域3			
210	(1)地域住民にとって交通利便性の高いまちづくり			
	地域4			
	第 章区民提案の実現に向けて	13	【実現・推進方策】2都市計画マスタープランの進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりは、その目標の実現には、時間を要することから、長期的な見通しに立って取り組むことが必要です。マスタープランは、おおむね20年後の将来の都市像を展望し、目標に至る基本的方向を明らかにするものです。その実現の過程について進行管理し、その進ちよく状況を明らかにするとともに、策定後の状況の変化に対して、適切な政策判断が行われる必要があります。 計画(Plan)を、実行に移し(Do)、その結果・成果を評価し(Check)、改善し(Action)、次の計画(Plan)へとつなげていく、マスタープラン実現・推進の進行管理の仕組みづくりについて記述。 ・計画熟度と実施主体について、語尾で使い分けています。
		8	【策定の趣旨と位置づけ】	